

令和8年度分 市・県民税申告書の書き方

【 表 面 】

● 「1 収入金額等」「2 所得金額」

事業	営業等	ア:販売業・製造業・飲食業・サービス業・外交員・大工・左官などの営業や事業による収入 ①:営業等の所得=収入金額-必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
	農業	イ:農作物の生産・果樹の栽培などによる収入 ②:農業所得=収入金額-必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
不動産		ウ:地代(貸田・小作料を含む)・家賃などによる収入 ③:不動産所得=収入金額-必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
利子		エ:所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子 ④:利子所得=収入金額
配当		オ:株式・出資金などの配当による収入 ⑤:配当所得=収入金額-株式などの元本の取得に要した負債の利子
給与		カ:給料・賞与・賃金などの収入 ⑥:給与所得=給与収入-給与所得控除(下記「給与所得控除の求め方」を参照してください。)
雑所得	公的年金等	キ:国民年金、厚生年金などの公的年金等 ⑦:下記「公的年金等の所得の求め方」を参照し記載してください。
	業務	ク:原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による収入 ⑧:業務に係る雑所得=収入金額-必要経費
	その他	ケ:生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの上記以外のものによる収入 ⑨:その他の雑所得=収入金額-必要経費
総合課税の譲渡・一時		コ:(短期譲渡)取得の日から5年以内に譲渡されたもの 【譲渡】土地・建物以外の資産 ※動産の譲渡により生ずるもの(特別控除50万円) ク:(長期譲渡)取得の日から5年を超えて譲渡されたもの シ:生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などの収入(特別控除50万円) ⑩:総合譲渡・一時所得=短期譲渡所得+(長期譲渡所得+一時所得)×1/2

◎給与所得控除の求め方

給与収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入×10%+110万円
850万円超	195万円

<所得金額調整控除>

次の項目のいずれか、または両方に該当する場合は、以下により計算した金額を給与所得金額から控除します。

① あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合

① 控除額: {給与収入金額(上限1,000万円)-850万円} × 10% ※最大15万円

② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

② 控除額: {給与所得金額(上限10万円)+年金所得金額(上限10万円)-10万円} ※最大10万円

※①と②の両方に該当する場合は、①で計算した額を控除後、給与所得が残っている場合に②で計算した額を控除します。

◎公的年金等の所得の求め方

65歳未満の方(昭和36年1月2日以後に生まれた方)

公的年金収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円
130万円超 410万円以下	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
410万円超 770万円以下	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
770万円超 1千万円以下	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
1千万円超	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円

65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)

公的年金収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	収入-1,100,000円	収入-1,000,000円	収入-900,000円
330万円超 410万円以下	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
410万円超 770万円以下	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
770万円超 1千万円以下	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
1千万円超	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円

● 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」「4所得から差し引かれる金額」

⑬社会保険料控除 3-⑬に令和7年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、給料から差し引かれた保険料等の支払額等を記入し、その合計額を4-⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除 令和7年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額を記入してください。

⑮生命保険料控除 3-⑮に記入した令和7年中に支払った一般の生命保険・個人年金保険料・介護医療保険について、「新制度のみで申告」「旧制度のみで申告」「新旧両制度で申告」の3通りから選択できます。(両制度の場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されますが、各控除の限度額は28,000円です。)次の表でそれぞれ控除額を求め、4-⑮にその合計額(合計の限度額70,000円)を書いてください。

【新制度】新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料(最大28,000円)

支払保険料の計	控除額
12,000円以下	支払額の全額
12,001～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001～56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

【旧制度】旧生命保険料、旧個人年金保険料(最大35,000円)

支払保険料の計	控除額
15,000円以下	支払額の全額
15,001～40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001～70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

⑯地震保険料控除 3-⑯に記入した令和7年中に支払った地震保険料(旧長期損害保険料を含む)について、次の表でそれぞれ控除額を求め、4-⑯にその合計額を書いてください。

区分	支払保険料	控除額
地震保険契約に係るもの	全額	支払保険料の1/2(最高25,000円)
旧長期損害保険契約に係るもの	5,000円以下	支払額の全額
	5,000円以上	支払額×1/2+2,500円(最高10,000円)

※旧長期損害保険契約に係るものとは、H18.12.31までに締結した長期損害保険契約に係るものをいいます。

※地震と旧長期、両方ある場合は控除額の合計額を書いてください。(上限25,000円)

⑰寡婦控除 寡婦とは、「ひとり親」に当たらない方で、下記のいずれかに該当する方です。26万円控除されます。なお、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象となりません。

- ①夫と離別後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の方。
- ②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下の方。
※扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっておらず、合計所得金額が58万円以下である人のことです。

⑱ひとり親控除 ひとり親とは、現に婚姻していない方で、次の3つの要件すべてに当てはまる方です。30万円控除されます。

- ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- ②生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)がいること。
- ③合計所得金額が500万円以下であること。

⑲勤労学生控除 大学や高校などの学生・生徒で合計所得が85万円以下であり、かつ自分の勤労によらない所得が10万円以下の場合は、26万円控除されます。※障害者控除の金額もある場合には、4-⑲～⑳に合計額を記入してください。

⑳障害者控除 あなたや配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る)が、障害者である場合に、所定の金額が控除されます。

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額
特別障害者(同居)	1級・2級	A	1級	53万円
特別障害者(本人・非同居)	1級・2級	A	1級	30万円
普通障害者	3級以下	B	2級・3級	26万円

※勤労学生控除の金額もある場合には4-⑲～⑳に合計額を記入してください。

※要介護認定を受けた人で、身体障害者手帳等などが無い場合、福祉事務所長から交付された【障害者控除対象者認定書】を提出することによって障害者控除を受けることができます。

⑳～㉒
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

あなたの合計所得金額が1,000万円以下かつあなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、それぞれの合計所得金額に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。3-㉑～㉒に詳細を記入後、4-㉑～㉒に控除額を記入してください。

		あなたの合計所得金額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	58万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 昭和31年1月1日以前に生まれた方 (70歳以上の方)	38万円	26万円	13万円	
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円	0円	0円		

※配偶者が青色専業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色専業専従者となっている場合は、控除を受けることができません。

※夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

※あなたの合計所得が1,000万円超の場合、配偶者(特別)控除を受けることはできません。ただし、生計を一にする配偶者が、合計所得金額58万円以下で一定の障害者に該当する場合は、障害者控除の適用を受けることができます。この場合は、3-㉑～㉒「同一生計配偶者」の口にチェックを入れてください。

㉓ 扶養控除

あなたに扶養親族がある場合に、所定の金額が控除されます。扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が58万円以下である人のことです。

区分		控除額
一般扶養	控除対象扶養親族のうち下記以外で平成22年1月1日以前に生まれた人	33万円
特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人	45万円
老人扶養	昭和31年1月1日以前に生まれた人	38万円
老人扶養 (同居老親等)	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなただけや配偶者との同居を常としている人	45万円

※青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く

16歳未満の扶養親族(控除対象外)

16歳未満(平成22年1月2日以降生まれの人)の扶養親族がある場合には、こちらに記載ください。

※16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、他の控除(障害者控除など)については対象となります。

㉔ 特定親族特別控除

あなたに特定控除対象扶養親族がいる場合に、その親族の合計所得金額に応じて、特定親族特別控除が受けられます。特定控除対象扶養親族とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人のことです。3-㉓～㉔に詳細を記入後、4-㉔に控除額を記入してください。

特定控除対象扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	控除の種類
58万円以下	45万円	特定親族特別控除
58万円超 85万円以下	45万円	
85万円超 95万円以下	45万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	
123万円超	0円	

㉕ 基礎控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉖ 雑損控除

令和7年中に災害・盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額が控除されます。

① 差引損失額(損害額+災害関連支出の金額-保険等の補填額)-(総所得金額等×10%)

② 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円

⑧医療費控除

下記「Ⅰ. 医療費控除(通常の医療費控除)」か「Ⅱ. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」のどちらか一つを選択します。3-⑧に詳細を記入後、4-⑧に控除額を記入してください。セルフメディケーション税制の場合、「区分」の□に「1」と記入してください。

「Ⅰ. 医療費控除(通常の医療費控除)」・・・あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために令和7年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、控除されます。(最高200万円)

控除額＝差引負担額(支払額－保険等の補填額)－(10万円または「総所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額)

「Ⅱ. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」・・・あなたが健康の保持増進および疫病の予防への取組として一定の取組(例:健康診断、予防接種など)を行っている場合で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために令和7年中に支払った特定の医薬品購入費が一定の金額以上ある場合に控除されます。(最高88,000円)

控除額＝特定の医薬品購入費－12,000円

【裏面】

6. 給与所得の内訳
源泉徴収票のない給与収入がある場合に記入してください。
※勤務先が複数ある場合は、合計した金額を月別に記入してください。又、勤務先名の欄には「〇〇〇(会社名)等」と記入してください。
7. 事業・不動産所得に関する事項
営業等、農業、不動産の所得がある場合は別紙の収支内訳書に記入の上、収入金額、必要経費の合計額を記入してください。
8. 配当所得に関する事項
株式・出資金などの配当による所得がある場合に記入してください。
※上場株式等の配当等は配当支払者が特別徴収して住民税を納めるため申告の必要はありません。なお、特定配当等に係る所得金額を総所得に含め配当割額の控除を受けようとする場合は、この欄に必要事項を記入の上、【14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項】の配当割額控除額の欄にも記入してください。
9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
原稿料、講演料、生命保険年金、簡易年金、互助年金、シルバー人材センター配分金など他の所得に当てはまらない所得がある場合に記入してください。
10. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
総合譲渡には車輛やゴルフ会員権、書画、貴金属、骨董品、土砂(砂)等の資産を譲渡した所得がある場合に記入してください。 ※特別控除は短期、長期の順に差引金額から50万円(50万円に満たない場合はその金額)。
○短期:所有期間が5年以下 ○長期:所有年数が5年超
一時には生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金等の所得がある場合に記入してください。 ※特別控除額は50万円(50万円に満たない場合はその金額)。
11. 事業専従者に関する事項
事業を営んでいる場合に、次の①②の両方に該当する人に支払う金額は必要経費とみなされます。
①あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で15歳以上(平成23年1月1日以前生まれ)であること。
②令和7年1月から12月までで、6カ月を超える期間専ら事業に従事していること。
◎専従者の控除額(次のいずれか少ない金額)
(1)配偶者は86万円、配偶者以外は50万円
(2)(事業所得・不動産所得・山林所得)÷(専従者の人数+1)
12. 別居の扶養親族等に関する事項
控除対象配偶者、扶養親族のうち、別居している人の氏名と住所を記入してください。
13. 事業税に関する事項
個人で事業を営んでいる、または一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合は、該当する欄に記入してください。
14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割の控除を受けようとする場合に記入してください。
※特定株式等譲渡所得の申告には分離課税等用の申告書の提出が必要になりますので、下記の連絡先までご連絡ください。
15. 寄附金に関する事項
秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部、都道府県・市町村、特別区並びに市県条例に定めるNPO法人や各種団体等に支出した寄附金がある場合は次の金額が控除されます。
<基本控除額>
控除額＝(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)－2千円)×10%(市民税6%＋県民税4%)
<特例控除額> ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度とする
控除額＝(寄附金の合計額－2千円)×{90%－(寄附者に適用される所得税率×1.021)}
16. 所得金額調整控除に関する事項
所得金額調整控除(1ページ参照)対象に該当する場合で、かつ「控除対象扶養親族」「16歳未満の扶養親族」の対象とならない特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる場合は、その扶養親族についての事項を記入してください。

能代市総務部税務課市民国保税係
TEL:0185-89-2126(直通)